**金融商品取引業者の解散の公告**

　当社は、令和●●年●●月●●●日をもって解散することといたしました。

　金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

　以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

　令和●●年●●月●●●日

　　東京都港区六本木●丁目●番●号

　　　　　　　　　　日本官報販売所株式会社

　　　　　　　　　　代表取締役　官報　太郎

※掲載例中、緑色で記載した箇所は、必須項目ではありませんが、官報公告にはほぼ記載されております。

※タイトルは左記のいずれかになります。

**金融商品取引業者の解散の公告**

**登録金融機関の解散の公告**

金融商品取引法第五十条の二第六項に規定されております。